

中央区立日本橋小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危機を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童・生徒にも起こりうるものであり、全国的に申告的な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律71号。以下「法」という）第12条の規定及び国の「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日 文部科学大臣決定）、「中央区いじめ防止基本方針」（平成27年1月14日）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「日本橋小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

第1 いじめ防止等のための基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身に苦痛を感じているもの」をいう。

2 中央区立日本橋小学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ学校においては、いじめの問題に適切に対処し、児童が安心して学校生活を送ることができるようにすることが大切である。中央区立日本橋小学校いじめ防止基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的の下、学校、家庭、地域、関係諸機関が相互に連携し、法第12条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの早期対応をいう。以下同じ。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

3 いじめの防止に向けた学校の方針

- (1) 小さいいじめの芽も逃がさない共通の価値判断をもち全校児童を見守ることで、児童が安全に安心して学校生活を送れるようにする。
- (2) 学校は、あらゆる教育活動を通じ、人権教育と道徳教育を充実させながら、児童の思いやりの心と自尊感情を育てるとともに、他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育成する。
- (3) 学校は、児童が主体となっていじめを生まない学校づくりを進める意識を育むとともに、自治的・自立的な活動を推進し、いじめ防止等に向けた主体的な取組が実践できるよう指導・支援する。
- (4) いじめは、どの児童、どの学級、どの学校にも起こりうるとの認識に立ち、学校は、教職員一人一人の意識と指導力を高め、組織的に対応する。また、いじめの防止等に向け、家庭や地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。
- (5) 学校は、教育相談や個別の面談、児童への定期的なアンケート調査の実施など、児童一人一人の実態把握に組織的に取り組むとともに、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送れるよう、その安全を確保し、周囲の児童が勇気をもっていじめに関する情報を発信できる体制を構築する。

第2 いじめ防止等の取組

1 「日本橋小学校いじめ防止基本方針」の策定

法第13条の規定、及び「中央区いじめ防止基本方針」に基づいて、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

2 いじめ防止等の対策のための組織設置

本校は、法第22条の規定に基づいて、「学校いじめ対策委員会を設置する。構成メンバーは、校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、各学年1名とし、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核となる役割をもつ。いじめを未然に防止するための対策を推進するとともに、いじめへの早期対応を迅速・適切に行うため、教育委員会、PTA、地域社会、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。

3 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ・全職員が共通理解し人権を侵害する言葉や行動を無くしていくことで、「いじめは絶対に許されない。」という雰囲気を学校全体で醸成する。
- ・道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等により、いじめに向かわない態度・能力を育成する。
- ・児童自らが互いを認めたり、考え方・感じ方の違いに気付かせたりする授業を充実させる。
- ・年に3回以上いじめについて学び、主体的に考え、児童・生徒自身がいじめ防止を訴えるような授業を計画的に実施する。
- ・担任は定期的に問題を抱えた児童について生活指導夕会で報告し、学校全体で問題を把握し、問題解決のための働きかけを行う。
- ・児童及び保護者を対象としたいじめ（インターネット上のいじめも含む。）防止のための講演会を年に1回開催する。
- ・保護者会、個人面談、学校通信などを通じ、家庭と緊密に連携・協力する。

(2) 早期発見のための取組

- ・「ふれあい月間」及び3学期においてアンケート調査、教育相談を実施する。
- ・保健室、教育相談室等の利用及び電話相談窓口を周知する。
- ・1学期中に5年生を対象にスクールカウンセラーによる全員面接を行う。
- ・看護当番が校内巡回を行い、朝の時間や休み時間の児童の行動を観察し、看護日誌に記録する。
- ・校務支援システム「日誌」機能を活用し、教職員全体によるいじめに関する情報を共有する。
- ・学期に1回「いじめ発見のチェックシート」を活用し、学校全体でいじめの兆候を把握する。

(3) 早期対応のための取組

- ・いじめられた児童といじめを伝えた児童の安全確保を図る。
- ・いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・指導主事、スクールソーシャルワーカー、弁護士スクールカウンセラー等の活用・連携に努める。
- ・加害児童に対して適切に指導を行うとともに、家庭とも連携、協力する。
- ・事実関係を明確にするための調査を実施し、重大事態発生の際は教育委員会へ報告する。

第3 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の意味

重大事態とは、法第28条において以下のように示されている。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当な時間学校を欠席することを余儀なくされていると認められるとき

なお、児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる場合とは、

- ・児童・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

等のケースが想定される。

相当な期間については、国の基本方針では不登校の定義をふまえ、年間30日間を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童・生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童・生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態と捉える必要がある。

(2) 重大事態の報告

学校は重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したか等の事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

(4) 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

教育委員会は、調査結果を区長に報告する。